

## 桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(令和4年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン(以下「デザイン」という。)の適正な活用を図るため、デザイン使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(デザインの利用)

第3条 市長は、桐生市をPRするため、デザインの積極的な利用を促すものとする。

(デザインに関する権利)

第4条 デザインに関する一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、桐生市に帰属する。

(使用対象者)

第5条 デザインを使用できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(使用の申請)

第6条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日の2週間前までに桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用申請書(様式第1号)に見本品を添えて市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市又は市の機関が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が特に認めたとき。

(使用の承認等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、デザインの使用を承認するときは桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないものとする。
  - (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。
  - (4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
  - (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
  - (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
  - (7) その他市長が使用について不相当と認めたとき。
- 3 市長は、第1項の使用の承認をする場合において、デザインを適切に使用させるため必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 デザインの使用期間は、使用を開始する日からその日の属する年度の翌年度の末日までの範囲内とする。

- 2 前項の使用期間は、これを更新することができる。この場合において、使用承認期間は、同項の規定による。
- 3 前項の規定により使用期間を更新しようとする者は、期間満了の7日前までに桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン更新届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(遵守事項等)

第10条 デザインの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 指定した色、形状に従い、デザインを適正に使用すること。
- (4) マンホール蓋のデザインを使用して自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (5) マンホール蓋のデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちにデザインの使用を取り止めること。

2 市長は、次に掲げるものについて、桐生市の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。

(1) デザインが掲載された商品、印刷物等

(2) デザインが掲載された商品、印刷物等を製造、販売又は発行した企業  
(変更承認申請等)

第 11 条 使用者は、デザインの使用目的、使用方法、使用場所又は使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用変更申請書(様式第 5 号)に変更後のデザインの用途又はレイアウトが確認できる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認したときは桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用(変更)承認通知書により、変更を承認しないときは桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用(変更)不承認通知書により申請者に通知する。

(完成品の提出)

第 12 条 使用者は、デザインを使用して作成した商品、印刷物等の完成品を市長に提出しなければならない。この場合において、完成品の提出が困難と認められるときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第 13 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちにデザインの使用を取り止めなければならない。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 承認の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(3) 第 5 条各号のいずれかに該当したとき、第 7 条第 3 項で付した条件に違反したとき又は第 10 条第 1 項各号に掲げる事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により承認を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者が前条第 1 項各号のいずれかに該当し、市に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(争論等の解決)

第 15 条 デザインの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用者の責任において解決しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第7条、第11条関係)

桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用(変更)承認通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第7条、第11条関係)

桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用(変更)不承認通知書  
[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン更新届  
[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

桐生市型下水道マンホール蓋のデザイン使用変更申請書  
[別紙参照]

別図(第2条関係)

桐生市型下水道マンホール蓋デザイン

